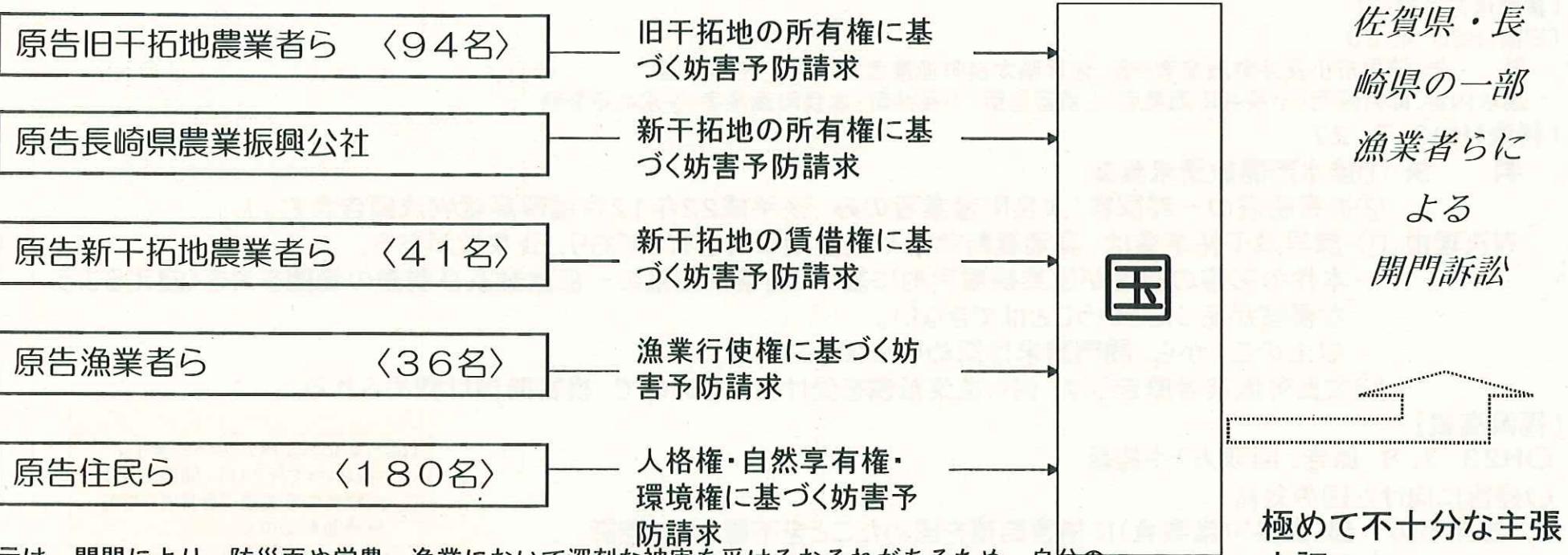


地元の理解・協力がない中では対策工は進まない。

平成23年4月19日
本件訴訟原告らによる開門差止訴訟

原告も請求内容も
全く異なる⇒
判決の効力及ばない



※地元は、開門により、防災面や営農・漁業において深刻な被害を受けるおそれがあるため、自分の権利は自分で守らなければならないという強い思いで、やむにやまれず平成23年4月に差止訴訟を提訴。さらに開門されるおそれが高まっているため、平成23年11月14日：排水門開門差止めを求める仮処分の申立て（351名）

極めて不十分な主張立証
+上告せず
⇒国敗訴確定

開門調査に係る対策工を実施するためには、工事用道路の確保や海水淡水化施設の設置等に民有地所有者の協力など地元の理解と協力が得られなければ対策工は進まない。

長崎地裁で諫早湾干拓事業の公共性と漁業補償契約の有効性が認められ、開門請求棄却判決が出されたにもかかわらず、国はその控訴審において開門判決が確定したとして、開門方針を争わないとしているが、裁判で自らの主張立証が認められたことからすれば、その姿勢を見直し、長崎地裁の開門請求棄却判決を維持するために主張立証を尽くすべきである。

小長井・大浦漁業再生請求事件

【長崎地方裁判所】

(提訴)H20. 4. 30

原 告: 謳早市小長井町漁業者9名、佐賀県太良町漁業者32名 (被 告)国

請求内容: 即時開門(小長井町漁業者)と損害賠償(小長井町・太良町漁業者)を求める裁判

(判決)H23. 6. 27

判 決: ①排水門開放請求棄却

②損害賠償の一部認容(太良町漁業者のみ ※平成22年12月福岡高裁判決原告含む。)

判決理由: ①・諫早湾干拓事業は、高潮遮断効果や営農効果等を有しており、公共性がある。

・本件の影響の程度が漁業補償契約に基づく漁業行使権の一部放棄及び制限の範囲を大きく超えるような侵害があったということはできない。

以上のことから、開門請求は認められない。

②太良町漁業者原告らは、何ら漁業補償を受けていないので、損害賠償は認められる。

【福岡高裁】

○H23. 7. 8 原告、国双方とも控訴

○控訴に向けた国の対応

- 1 漁業者の一部(太良町漁業者)に損害賠償を認めたことを不服として控訴。
- 2 H22. 12福岡高裁判決の確定により、国は開門すべき義務を負っており、開門の実現に向けて、関係者と話し合いを進めている。



【開門差止訴訟原告の補助参加】
○平成24年2月21日、開門差止訴訟原告の農業者、漁業者、住民が補助参加申立
○国が主張・立証を怠らないようその主張を補充し地裁の開門棄却判決を維持するために行ったもの

裁判で、国の主張が認められたことからすれば、国は、諫早湾干拓事業の公共性を改めて認識し、司法の場において開門しない方向で主張立証を尽くすよう姿勢を改めるべき。

諫早湾干拓調整池水辺の環境保全と創造のための推進会議

長崎県・九州農政局、九州地方整備局、関係2市

行動計画にかかる取り組み

推進会議において、「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」を策定
構成メンバーにより、体系ごとに各施策を実施

調整池の水質目標

達成していない【COD値 目標5.0に対し8.3mg/l (H24年度)】

水質にかかる検証と評価

九州農政局主体事業

九州農政局が公表する水質についての検証・評価により、目標未達成である原因究明と目標に向けた
より効果的な施策の検討・協議を行う必要がある

新たな対策の構築

九州農政局の主導的な支援が必要

第2期行動計画に参画し、以下の事項について積極的な推進及び支援を要望する

- 調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証
- 流入河川及び調整地の水質が原因となる問題に対する迅速な対応・措置
- 生活排水処理施設の整備と接続率向上のための財政的支援
- 面源由来の流域負荷削減に向けた制度の整備と有効な技術の適用

